

盛岡地方振興局長告示第43号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

平成21年7月3日

盛岡地方振興局長 望 月 正 彦

福祉用具貸与

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
0370101420	ケアハンド・ツール	盛岡市三ツ割字櫃石20番地1	有限会社ダイユウ機販明広	平成21年6月30日